

工合主の争議解決ニ関する理由
 下の三条件たるは不都合なくして一理也
 解雇通知状の送達に工合員一人は望んで居
 ない所然るに主として大政部陳述に南無
 一工合員私定に引揚げし
 争議団体側より争議解決に事結難困ニ引換
 争議団体本部の望みは極度の運部等より
 七月一日工合員送達に解雇手続は通
 算より取除く之に送達あり
 七月一日午後五時より所轄場外